## 資料 1

## 電気通信事業法第34条第1項の規定による 第二種指定電気通信設備の指定等

(諮問第3117号)

## <目 次>

1	報告書(案)	1
2	改正概要 ·····	14
3	新旧対照表 · · ·	31
(参え	き) 必要的諮問事項以 <b>外</b>	、の意見と考え方76

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会部会長 川 濵 昇 殿

接続委員会
主査 相田 仁

#### 報告書(案)

令和元年6月21日付け諮問第3117号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

#### 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間:令和元年6月22日(土)~同年7月22日(月)(案件番号:145209344) 再意見募集期間:令和元年7月25日(木)~同年8月7日(水)(案件番号:145209366)

> 意見提出者 9者(法人:6者、個人:3者) 再意見提出者 11者(法人:4者、個人:7者)

#### <意見提出者の一覧>

意見提出者	再意見提出者
個人	_
個人	個人(2者)
一般社団法人テレコムサービス協会	KDDI株式会社
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課	ソフトバンク株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	サントハンク株式芸社 Wireless City Planning株式会社
KDDI株式会社	WITETESS OILY FIAIIIIIIIg株式云红
ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
Wireless City Planning株式会社	KDDI株式会社
個人	_
_	個人(5者)

(敬称略)

#### 1. 総論

提出意見を 意見 再意見 考え方 踏まえた 案の修正の有無 意見1-1 再意見1-1 考え方1-1 これまで、第二種指定電気通信設備制度を新たな事業者 公正取引委員会事務総局殿からは、「競争事業者同士が 従来の電話サービスを念頭に決められた指 無 に適用する際には、事業者間の接続交渉上の優位性の有無 共同して算定する場合、独禁法上問題があるため今の規制 定基準が適用されている旨の御意見について、 について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末 現在の指定基準は、2011年12月の情報通信審議 は見直しが必要」、UQコミュニケーションズ株式会社殿及| 設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと 会答申において、MNO間の関係に加えてデータ びKDDI株式会社殿からは、「今回のBWA 事業者に対する第 認識しています。 二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては十分に 伝送に係る接続が実現していたMNOとMVNOとの 今回のBWA事業者に対する第二種指定雷気通信設備の指 議論が尽くされていない」などの意見が提出されていま 関係についても交渉上の優位性の考え方が整 定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境 理されたことを受けて設定されたものであり、 を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議 関連して、弊社共も同様に前回意見にて、「5G時代にお 従来の電話サービスのみを念頭に決められた 論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決めら いては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワー ものではないと考えます。 れた基準が適用されることとなっています。 ク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電 キャリアアグリゲーションにおける交渉上 今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する) 気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を の優位性は携帯電話会社のみに存在している 事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業 義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性 旨の御意見については、「モバイル市場の競争 者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の も十分に想定し、「将来的にも発生し得るネットワーク連携 環境に関する研究会」において、上記MNOとMVNO 周波数を利用していることによるものと理解しています 機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについ との関係における交渉上の優位性の考え方に ては継続的な検討が必要」と意見させて頂き、十分な議論 が、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグ 現在の全国BWA事業者のネットワークの状況を がなされないまま拙速に制度化されたことに対する懸念 リゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電 当てはめて検討が行われ、全国BWA事業者は、 を示しています。 話事業者にのみに存在していることから、本来は、二種指 「周波数の割当を受けていることから、周波数 現行の電気通信事業法における第二種指定電気通信設 定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業 の有限希少性等により寡占市場が掲載されて 備制度は、本来、単一事業者を前提として設計された制度 者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではな いるモバイル市場においては、MVNOに対する いと考えます。 であることからも、上記各社・組織の意見にあるとおり、 「交渉上の優位性」を持ち得る」、「大手携帯電 総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な 短絡的に複数事業者による連携機能に関する取り扱いを 話事業者への卸電気通信役務の提供により、相 制度の運用をお願いいたします。 現行制度に当て嵌めることは将来的にも制度上の不整合 当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益 【UQコミュニケーションズ株式会社】 が生じる懸念が高いことから、制度整理にあたり時間をか を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大 けて丁寧な議論がなされるべきと考えます。 のインセンティブが働いていない」とされ、「電 従って、前回意見書の繰り返しとなりますが、MNOと全 | 波利用の連携であっても、端末設備シェアが一 国BWA事業者におけるネットワーク連携機能をMVNOに対し 定割合を超えた場合には「交渉上の優位性」を 早期に提供すべきということであれば、省令等により特例 有している」とされたところです。 的な規定を行うのではなく、MNOの卸役務に対する規律の なお、接続協議における実際の交渉を他者が 導入等で措置することが適当と考えます。 行うとしても、交渉上の優位性を背景として、

			提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
	【ソフトバンク株式会社、	不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き	
	Wireless City Planning株式会社】	起こされるおそれがあると考えます。	
		第二種指定電気通信設備制度は単一事業者	
		を前提とした制度であり、複数事業者による連	
		携機能に関する取扱いを現行制度に当てはめ	
		ることは将来的に制度上の不整合が生じる旨	
		の御意見について、今般の制度改正は、電気通	
		信設備の指定、接続料及び接続条件についての	
		接続約款の策定・届出といった個々の二種指定	
		事業者を規律の対象とする第二種指定電気通	
		信設備制度の枠組みを変えるものではなく、そ	
		うした枠組みの中で、全国BWA事業者と携帯電	
		話事業者による「電波利用の連携」が行われて	
		いる実態に鑑み、複数の二種指定事業者が連携	
		して接続料を算定する仕組み等を整備するも	
		のであると考えます。	
		なお、上記研究会において、今後5Gの導入等	
		により登場することが想定される様々な形態	
		の事業者間連携等を踏まえた規律の在り方に	
		ついて、将来的な課題として引き続き検討する	
		ことが適当とされており、こうした指摘も踏ま	
		え、引き続き、第二種指定電気通信設備制度に	
		おける規律の在り方について検討が行われて	
		いくことが適当と考えます。	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた
	13835	13.623	案の修正の有無
意見1-2	再意見 1 - 2	考え方1-2	
これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備(を	上記「再意見1-1」と同一意見のため省略します。	上記「考え方1-1」と同様です。	無
設置する) 事業者として指定する際は、事業者間の接続交	【ソフトバンク株式会社、		
渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準と	Wireless City Planning株式会社】		
なる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて			
検討されてきたと認識しています。			
今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指			
定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の			
議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決め			
られた基準を適用することとなっています。			
今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電			
気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定			
基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリア			
アグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用する			
BWA事業者の周波数に対応しているためと認識していま			
す。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優			
位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみに存			
在していることから、特定移動端末設備数としては当社設			
備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニ			
ケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントす			
るべきではないと考えます。			
現在、全国BWA事業者の二種指定制度化にかかる関係省			
令の改正案について諮問されているところですが、総務省			
においては市場の実態を踏まえて過度な規制を課すこと			
のないよう運用をお願いします。			
【KDDI株式会社】			
意見1-3	再意見1-3	考え方1-3	
本改正に賛成である。	_	賛同の御意見として承ります。	無
適切な改正であると思われた。			
【個人】			

			提出意見を
意見	   再意見	   考え方	踏まえた
			案の修正の有無
意見 1 — 4	再意見 1 — 4	考え方1-4	
_	●意見	賛同の御意見として承ります。	無
	賛成である。		
	●理由		
	以下の評価結果を鑑み、全国BWA事業者2社への第二種指		
	定電気通信設備制度の適用は適当であると考える。		
	【平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状		
	況調査の評価結果 (平成30年10月総務省)]		
	図表1-4 移動通信システム用周波数の割当て状況(※地		
	域BWA(TDD用: 20MHz)あり)		
	UQ 2.5GHz帯 TDD 50MHz (全国BWA)		
	WCP 2.5GHz帯 TDD 30MHz (全国BWA)		
	合計80MHz		
	   図表1-8 免許人毎及び周波数帯毎の基地局数の調査結		
	果(※各周波数帯を利用している基地局数(フェムトセル		
	及び屋内基地局を除く。))		
	UQ 2.5GHz帯 63,500 (全国BWA)		
	WCP 2.5GHz帯 63,000 (全国BWA)		
	合計 126,500		
	H 120,000		
	図表2-19 データトラヒックの調査結果の概要及び評価		
	結果		
	KDDIグループ及びソフトバンクグループについては、総		
	トラヒックに占める全国BWAの割合が半数を超えている状		
	況が確認できる。		
	図表2-20 MVNO に対するサービス提供の調査結果の概		

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
	要及び評価結果 全国BWA事業者については、グループ内の回線提供が大 半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNO が回線を 利用している状況にあるとは言いがたい。 【個人】		

#### 2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改止する省令案			提出意見を
辛日	五辛目	* = ±	
意見	再意見 	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
意見2-1	再意見2-1	考え方2-1	
本規定整備は、現在、全国BWA事業者が関連会社である	上記「再意見1-1」と同一意見のため省略します。	御意見を踏まえ、本規定整備に合わせて改正	無
携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどに	【ソフトバンク株式会社、	される「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法	(左記のとおり、
よりデータ伝送役務の提供を行っている実態を前提とし	Wireless City Planning株式会社】	の適用関係に関するガイドライン」(MVNOガイ	MVNOガイドライン
たものと考えられるが、今後、競争関係にある電気通信事		ドライン) において、「二種指定事業者間の情報	において対応)
業者同士により「二以上の事業者が法定機能の全部又は一		交換の態様によっては、市場における競争状況	
部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場		に照らし、公正競争上問題になるおそれがある	
合」が生じることとなった場合には、独占禁止法上の問題		ため、注意を要する」旨を追記するとともに、	
が生じることのないよう、接続料の算定に係る規定を見直		御指摘の場合においては、総務省において事案	
すべきである。		に応じた適切な対応が行われることが適当と	
		考えます。	
【理由】		再意見に対しての考え方は、上記「考え方1	
本規定整備により、二以上の事業者が法定機能の全部		-1」のとおりです。	
又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現			
する場合には、当該事業者が協力して接続料の算定等(例、			
電気通信事業法施行規則第23条の9の3に基づく届出の			
添付書類である様式第17の4の2から8の作成等)を行う			
こととなるが、その際には、少なくとも、当該事業者の法			
定機能(音声伝送交換機能,MNP転送機能,SMS伝送交換機			
能及びデータ伝送交換機能)ごとの原価、資産等の詳細な			
内訳に係る情報の共有は避けられないと考えられる。			

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
接続料の算定に当たり,競争関係にある算定事業者と			来07岁正07有旅
共同設定者がそうした情報を共有する場合には,互いの費			
用,資産等の内訳が明らかになることにより,現在又は将			
来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内			
容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生			
じさせる可能性も考えられ、これにより、事業者間に競争			
制限に係る暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合			
には、独占禁止法上問題となると考えられる。			
【公正取引委員会事務総局経済取引局調整課】			
意見2-2	再意見2-2	考え方2-2	
現行の電気通信事業法(以下、「事業法」)第34条(第二	電気通信事業法第34条1項においては、	複数の事業者間の連携機能の取り扱いは法	無
種指定電気通信設備との接続)においては、「同一の電気	「その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設	の拡大解釈に当たる懸念が高い旨の御意見に	
通信事業者が設置するもの」を第二種指定電気通信設備と	備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて	ついて、今般の制度改正は、電気通信設備の指	
して指定できることとされており、当該規定のみで、複数	(中略)同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送	定、接続料及び接続条件についての接続約款の	
の事業者間の連携機能の取り扱いについても包含される	路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占め	策定・届出といった個々の二種指定事業者を規	
と解することは法の拡大解釈にあたる懸念が高いと考え	る割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電	律の対象とする第二種指定電気通信設備制度	
ます。	気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置	の枠組みを変えるものではなく、そうした枠組	
MNOと全国BWA事業者の連携機能に関する第二種指定電	する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体	みの中で、全国BWA事業者と携帯電話事業者に	
気通信設備制度の当て嵌めについての弊社共の考えは前	を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑	よる「電波利用の連携」が行われている実態に	
述の通りですが、仮に間接接続事業者の接続箇所を標準的	な接続を確保すべき電気通信設備として指定することが	鑑み、	
接続箇所として定める場合、及びMNOと全国BWA事業者に対	できる。」	・ 複数事業者の二種指定設備が一体的に運用	
して一体的な接続料設定を義務付ける場合においては、施	とあり、第二種指定電気通信設備は同一の電気通信事業	される場合の標準的接続箇所について、MVNO	
行規則や接続料規則による手当のみでは不十分であり、事	者が設置するものの総体として定義されており事業法第	との間の伝送交換が他の二種指定事業者の	
業法の改正を伴う措置を講じることが適切であるとの認	34条2項において、	標準的接続箇所により行われる場合は、その	
識です。	「前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第	個所を自らの標準的接続箇所とする、	
従って、現行の法体系を前提として、当該連携機能に	二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事	・ MVNOに開放する機能を複数事業者の二種指	
対する規律を定めるのであれば、省令等により特例的な規	業者は、(中略)接続約款を定め、総務省令で定めるとこ	定設備により実現する場合の接続料の算定	
定を行うのではなく、前述のとおり、MNOの卸役務に対す	ろにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければなら	方法について、一の事業者は自らの接続会計	
る規律の導入等で措置することが適当と考えます。	ない。」	と他の事業者の接続会計に基づき原価等を	
【ソフトバンク株式会社、	とあり、「同一の電気通信事業者が設置する二種指定設	算定して自らの接続料を設定し、他の事業者	
Wireless City Planning株式会社】	│ 備」に対する接続条件を当該二種指定事業者が「接続約款	は一の事業者の設定した接続料と同額とし	

			提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
	を届け出る義務」を規定し、省令は、その範囲において補	て自らの接続料を設定することとする	
	足されているとの認識です。	等の措置を講じるものであり、法の拡大解釈に	
	今回の省令改正案は、「複数事業者による接続料設定」	当たるものではないと考えます。	
	において、「二以上の事業者が設置する設備による法定機		
	能に係る接続料を設定しなければならない」と義務的に規		
	定されておりますが、「二以上の事業者が設置する設備に		
	よる法定機能」を定めることは、電気通信事業法34条の規		
	定範囲を逸脱している可能性があります。		
	したがって、省令においては「二以上の事業者が設置す		
	る設備による法定機能に係る接続料を設定することがで		
	きる」とすることが適当と考えます。		
	【KDDI株式会社】		

#### 3. 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する告示案

			提出意見を
意見	再意見	考え方	踏まえた
			案の修正の有無
意見3-1	再意見3-1	考え方3-1	
特定移動端末設備のシェアが10%を超えている全国BWA	今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指	賛同の御意見として承ります。	無
事業者2社の設置する電気通信設備を指定し、第二種指定	定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の	今般の全国BWA事業者の設置する電気通信設	
電気通信設備制度を適用することに賛同いたします。	議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決め	備の指定により、当該電気通信設備との接続に	
当協会MVNO委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に	られた基準を適用されることとなりましたが、ソフトバン	係る接続料が適正原価・適正利潤により設定さ	
関する新政策提言」(2018年10月18日)のとおり、全国BWA	ク殿の意見のとおり、既存のBWA事業者の事業形態を踏ま	れるようになる等、モバイル市場におけるMNO	
事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用によ	えれば、周波数割り当てや収益拡大のインセンティブの多	とMVNOとの間の公正競争の促進が図られるこ	
り、当該事業者が設定する接続料の公平性、適正性、透明	寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値の	とになるものと考えます。	
性が確保され、ひいてはモバイル市場における健全な競争	みをもって指定することは適切ではないと考えます。	再意見に対しての考え方は、上記「考え方1	
環境の整備に資すると考えます。	今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電	-1」のとおりです。	
【一般社団法人テレコムサービス協会】	気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定		
	基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリア		
	アグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用する		
	BWA事業者の周波数に対応しているためと認識していま		

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
	す。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優		
	   位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみに存		
	│ │ 在していることから、特定移動端末設備数としては当社設		
	備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニ		
	│ │ ケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントす		
	るべきではないと考えます。		
	総務省においては、BWA事業者の事業形態や市場の実態		
	│ │ も踏まえて、過度な規制を課すことのないよう運用をお願		
	いします。		
	【KDDI株式会社】		
意見3-2	再意見3-2	考え方3-2	
第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経	上記「再意見3-1」と同一意見のため省略します。	現在の指定基準は主に音声接続を念頭に置	無
緯(当時の弊社(旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」)	【KDDI株式会社】	いたものである旨の御意見について、現在の指	
設備を当該制度に当て嵌めるという意向)により、端末シ		定基準は、2011年12月の情報通信審議会答申に	
ェア25%超から10%超に指定の閾値が変更となりました	ソフトバンク殿の意見に賛同します。	おいて、MNO間の関係に加えてデータ伝送に係	
が、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信	周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根	る接続が実現していたMNOとMVNOとの関係につ	
サービスにおいて「複数のネットワークを1端末で利用す	拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをも	いても交渉上の優位性の考え方が整理された	
る」という利用方法は想定されていませんでした。	って、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有する	ことを受けて設定されたものであり、従来の電	
この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研	との帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」	話サービスのみを念頭に決められたものでは	
究会(以下、「モバイル研究会」)」においても、当該ケー	を適用する制度整理については、弊社も同じく、原則とし	ないと考えます。	
スにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解	て反対いたします。	周波数割当や収益拡大のインセンティブの	
を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならない	今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指	多寡を根拠して交渉上の優位性を有すること	
ように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認	定の検討にあたっては、BWAに関する利用状況や競争環境	とすることに反対である旨の御意見について	
識です。	を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議	は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」	
また、音声系サービスを念頭においた場合、各事業者が	論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決めら	において、上記MNOとMVNOとの関係における交	
有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネッ	れた基準が適用されることとなっています。	渉上の優位性の考え方に現在の全国BWA事業者	
トワークとの(直接・間接問わず)接続が必須であるとい	今般BWA事業者を第二種指定電気通信設備(を設置する)	のネットワークの状況を当てはめて検討が行	
う点において、大手事業者が相対的にシェアの低い事業者	事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業	われ、全国BWA事業者は、「周波数の割当を受け	
に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるもの	者のキャリアアグリゲーション端末においてBWA事業者の	ていることから、周波数の有限希少性等により	
の、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行	周波数を利用していることによるものと理解しています	寡占市場が掲載されているモバイル市場にお	
うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービ	┃ ┃が、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグ	いては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持	

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
ス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、	リゲーションにおけるMVNOとの交渉上の優位性は携帯電	ち得る」、「大手携帯電話事業者への卸電気通信	
音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準(閾値)	話事業者にのみに存在していることから、本来は、二種指	役務の提供により、相当水準の端末設備シェア	
をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿	定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業	を獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設	
っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、こ	者及びBWA事業者を合わせて2カウントとするべきではな	備開放による収益拡大のインセンティブが働	
D点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事	いと考えます。	いていない」とされ、「電波利用の連携であって	
<b>養者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定</b>	総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な	も、端末設備シェアが一定割合を超えた場合に	
され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接	制度の運用をお願いいたします。	は「交渉上の優位性」を有している」とされた	
売制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス	【UQコミュニケーションズ株式会社】	ところです。	
ジ態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。		なお、接続協議における実際の交渉を他者が	
加えて、今回の指定対象の1社であるWireless City		行うとしても、交渉上の優位性を背景として、	
lanning株式会社のように小売り事業を原則行っていな		不当な差別的取扱いや協議の長期化等が引き	
N事業体(他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の		起こされるおそれがあると考えます。	
中心をなす事業体)について、「接続会計」による算定の		5G時代において新たな連携機能の提供等が	
<b>§務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も</b>		想定され、現行制度が合致しなくなる旨の御意	
<b>上じかねず、過剰規制となる懸念が極めて高いと考えま</b>		見について、今般の制度改正は、全国BWA事業者	
۲.		と携帯電話事業者による「電波利用の連携」が	
以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンテ		行われている実態に鑑み、複数の二種指定事業	
ィブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」とい		者が連携して接続料を算定する仕組み等を整	
5 閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優		備するものであると考えます。	
立性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電		なお、上記研究会において、後5Gの導入等に	
試通信設備制度」を適用する制度整理については原則とし		より登場することが想定される様々な形態の	
て反対の立場です。		事業者間連携等を踏まえた規律の在り方につ	
将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する		いて、将来的な課題として引き続き検討するこ	
旨定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な		とが適当とされており、こうした指摘も踏ま	
食討が必要と考えますが、今般のモバイル研究会における		え、引き続き、第二種指定電気通信設備制度に	
議論ポイントが、MNOと全国BWA事業者における「データ伝		おける規律の在り方について検討が行われて	
送役務における電波利用の連携」機能のMVNOに対する提供		いくことが適当と考えます。	
むびに、事業者間の取引の透明性確保であったことを踏ま			
えれば、現時点で全国BWA事業者に、第二種指定電気通信			

設備制度を適用することは早計であり、電波利用の連携機能を有するMNOに対して、卸役務提供の規律を導入するこ

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
とや、連携機能に関わる複数事業者間の取引条件の透明性			
を高める制度を導入することでも、十分に目的を満たすも			
のと考えます。			
【ソフトバンク株式会社、			
Wireless City Planning株式会社】			

#### 4. その他

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見4-1	再意見 4 一 1	考え方4-1	
日本国における既得権益での「MNO(移動体通信事業者)」	_	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
の「財閥企業(大企業)」が、独占している構造なので、			
「MVNO (仮想移動体通信事業者)」の参入には、私し個人			
は賛成です。要約すると、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」			
の構造では、SIMカードのロック解除の状態での端末で、			
「APN (アクセスポイントネイム)」を融合していると思い			
ますので、データー通信での「VPN(バーチャルプライベ			
ートネットワーク)」におけるサイバーセキュリティー対			
策が必要と、私は思います。			
【個人】			
意見4-2	再意見 4 - 2	考え方4-2	
ソフトバンクのアンドロイドsimにて他のsimフリー機	「MNO(移動体通信事業者)」におけるSIMカードのロッ	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
種に入れてもIMEI制限がかけられて使用出来ない。ソフト	ク解除を導入すれば、「通話代、データー通信代、端末代」		
バンクからの高い機種を使用しなければならず負担にな	等を区別が出来る事で、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」		
ります。なぜこのような仕様にしたのかまたそれを解除出	の参入が出来る構造には、私し個人は賛成です。		
来ないのか	【個人】		
【個人】			
	IMEI制限はソフトバンク株式会社だけでなく		
	NTTドコモ株式会社		

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた
			案の修正の有無
	株式会社KDDI		
	のいわゆる3大キャリアすべてにおいて行われている。		
	このIMEI制限によりたとえ一括販売で端末を購入した		
	としても、キャリア販売の指定端末でなくては、キャリア		
	通信ができない仕様となっているため、高額な解約金より		
	も端末価格の方がより高い為にモバイルナンバーポータ		
	ビリティーによる回線事業者乗り換えの大きな障害とな		
	っている。		
	キャリアそのままで使うことも不可能ではないが、その		
	為にはキャリアショップに行き、SIM交換の名目で高額な		
	手数料を請求されるうえにキャリアショップに当該SIM在		
	庫がなく、入荷には1カ月以上かかるなどの不当な扱いが		
	存在し、仮に変更したとしても変更したSIMにもIMEI制限		
	があり、違う機種にするにはまた同じ手続きが必要と不当		
	な状況が何年も続いている。		
	また、この際において旧料金プランで変更することがで		
	きないことも問題である。海外ではIMEI制限はあまりな		
	く、あったとしてもここまで不当ではない。		
	一刻も早く、この悪質な慣習である3大キャリアのIMEI		
	制限を無くしていただきたいものである。		
	【個人】		
意見4-3	再意見4-3	考え方4-3	
_	日本放送協会に関する意見	本案に対する意見ではないと思われるため、	無
	(本案に対する意見ではないと思われるため省略しま	担当部署に適切に情報提供がなされることが	
	す。)	適当と考えます。	
	【個人計4件】		

# 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等について

~第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等~

令和元年8月22日 総 務 省 総合通信基盤局 料金サービス

## 諮問事項一覧

### I 第二種指定電気通信設備制度関係~第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等~

- ① 第二種指定電気通信設備の指定(電気通信事業法第34条第1項関係)
  - ▶ 他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備の指定 (新告示の制定及び旧告示の廃止)
- ② 標準的接続箇所を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号イ関係)
  - ▶ 電気通信事業法施行規則(第23条の9の4)の改正
- ③ 接続料を設定する機能を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第1号口関係)
  - ▶ 第二種指定電気通信設備接続料規則(第4条)の改正
- ④ 接続約款記載事項を定める総務省令の改正((電気通信事業法第34条第3項第1号示関係)
  - ▶ 電気通信事業法施行規則(第23条の9の5)の改正
- ⑤ 接続料の算定方法を定める総務省令の改正(電気通信事業法第34条第3項第2号関係)
  - ▶ 第二種指定電気通信設備接続料規則(第16条等)の改正

#### Ⅱ 第一種指定電気通信設備制度関係~メガデータネッツに係る法定機能の廃止等~

- ⑥ 接続料を設定する機能を定める総務省令等の改正(電気通信事業法第33条第4項第1号口等関係)
  - ▶ 第一種指定電気通信設備接続料規則(第4条)等の改正

## I 第二種指定電気通信設備制度関係

~第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用等~

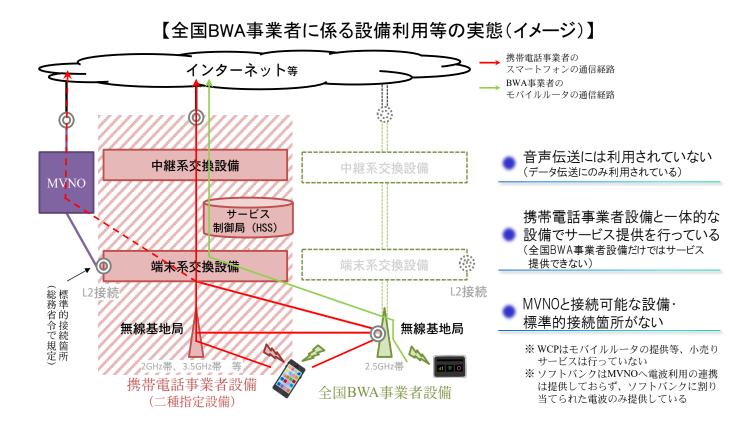
## 諮問概要(1)

- 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備(※1)を収容する設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合(※2)を超える電気通信設備を、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして総務大臣が指定し(※3)、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続料(※4)及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すものである。
  - ※1 電気通信事業法施行規則で定められており、2016年3月の同令改正により、BWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加されている。
  - ※2 電気通信事業法施行規則で定められており、2012年6月の同令改正により、10%とされている。
  - ※3 現在、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の設置する電気通信設備が指定されている。
  - ※4 接続料は、適正な原価、適正な利潤により算定するものとされている。
- 現在、全国BWA事業者であるWireless City Planning 株式会社(以下「WCP」という。)及びUQコミュニケーションズ株 式会社(以下「UQ」という。)の特定移動端末設備のシェアは、上記の割合を超えている。

・ よって、**当該2社の設置する電気通信設備を指定**し、当該2社に対し本制度を適用する。

## 諮問概要(2)

• 指定に併せて、全国BWA事業者の設備利用等の実態に鑑み、<u>音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定</u>整備を行うとともに、複数事業者の第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の連携に係る規定整備を行う。



・ なお、本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において検討が行われ、中間報告書(平成31年4月)において、「特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである」、「全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律の見直しのための手続を速やが定開始することが適当である」」旨の指摘がなされている。

## 諮問内容(1)

#### 全国BWA事業者の電気通信設備の指定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として、新たにWCP及びUQの設置する電気通信設備を指定する。

#### 【新たに指定する電気通信設備一覧】

電気通信事業者	電気通信設備
WCP	一 施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。) 二 施行規則第23条の9の2第3項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備   三 施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備   四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機   五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局   六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(第二号から前号までに掲げるものを除く。)
UQ	<ul><li>施行規則第23条の9の2第3項第1号ロの交換設備</li><li>施行規則第23条の9の2第3項第2号イの伝送路設備</li><li>他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(前号に掲げるものを除く。)</li></ul>

注:指定する電気通信設備は、電気通信事業者から提出されたネットワーク構成図を基に特定したものである。

#### 音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定整備

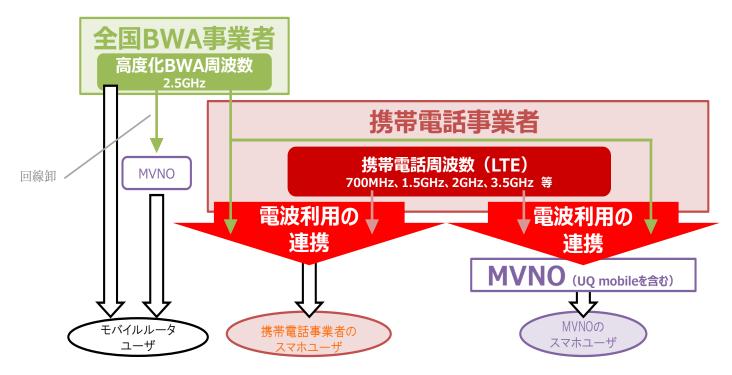
BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現に、全国BWA事業者2社は音声伝送役 務を提供していない。こうした制度及び設備利用の実態に鑑み、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者につい ては、本制度における音声伝送役務に係る規律を適用しないこととし、所要の規定整備を行う。

- ① 技術的条件を定める標準的接続箇所(施行規則第23条の9の4)
  - 事業法第34条第3項第1号イの規定により、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)は標準的接続箇所における技術的条件を接続約款に定めなければならないこととされている。
  - <u>標準的接続箇所</u>については、施行規則第23条の9の4第1項において、音声伝送役務に関する箇所(2箇所) 及びデータ伝送役務に関する箇所(1箇所)とされているところ、これを改正し、<u>音声伝送役務の提供に用いら</u> れる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する箇所のみとする。
- ② 接続料を定める機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第4条)
  - 事業法第34条第3項第1号ロの規定により、二種指定事業者は、機能ごとの接続料を接続約款に定めなければならないこととされている。
  - 機能については、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」 という。)第4条第1項において、音声伝送役務に関する機能(3機能)及びデータ伝送役務に関する機能(1機能)とされているところ、これを改正し、音声伝送役務の提供に用いられる基地局を設置していない場合は、データ伝送役務に関する機能のみとする。

#### 複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定整備

- 現在、全国BWA事業者は関連会社である携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどにより、データ伝送 役務の提供を行っている。
- こうした設備利用の実態に鑑み、また、今後、類似の形態による設備利用が出てくることも考えられることから、他の類似の形態にも適用するものとして、複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備を行う。

【携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係(イメージ)】



- ※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない
- ※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

- ① 接続料算定方法に関する規定整備(二種接続料規則第16条等)
  - 二種接続料規則において、<u>複数事業者の二種指定設備により実現される機能に係る接続料算定方法</u>を次のとおり整備する。
  - A) <u>複数事業者が機能をそれらの二種指定設備により実現する場合</u>、当該複数事業者は、接続料を算定する事業者を明らかにして**総務大臣の承認を共同して受けた上で当該機能に係る接続料を設定**しなければならない。
  - B) 接続料を算定する事業者は、当該機能に係る接続料について、<u>自らの接続会計及び他の事業者の接続会計</u>に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定するものする。
  - C) 他の事業者は、当該機能に係る接続料について、接続料を算定する事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。
- ② 標準的接続箇所に関する規定整備(施行規則第23条の9の4)
  - 施行規則第23条の9の4第1項では、技術的条件を定めなければならない標準的接続箇所が規定されている。
  - これを改正し、接続事業者の電気通信設備との間の**伝送交換が他の二種指定事業者の標準的接続箇所により 行われる**と総務大臣が認める場合に、**その箇所を自らの標準的接続箇所とする**こととする。
- ③ 接続約款記載事項に係る規定整備(施行規則第23条の9の5)
  - 施行規則第23条の9の5では、接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に定めなければならない事項が規定されている。
  - これを改正し、①の総務大臣の承認を受けた複数事業者にあっては、**承認に係る機能の概要、接続料の支払** 方法、責任の分界を接続約款に定めなければならないこととする。
- ※ その他、所要の規定整備を行う。

## 施行日等

#### **令和元年12月24日から施行する**※。

※ 事業法第34条第8項の規定により、新たに指定をされた二種指定設備を設置する事業者は、指定の日から3月以内に接続約款の届出を行わなければならないところ、当該事業者における事務負担の軽減、とりわけ将来原価方式における具体的な予測方法についての慎重な検討に配慮することとし、年度内に2度の接続料算定を行わなくてもよいこととするよう、指定日を本年12月24日とするもの。

#### (参考)スケジュール

6月21日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問

6月22日(土)~7月22日(月) 意見募集

7月25日(木)~8月7日(水) 再意見募集

8月22日(木) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 審議

8月23日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議

・ 答申後、改正を実施。

## 参考1 特定移動端末設備のシェアの状況

□ 全国BWA事業者2社(Wireless City Planning及びUQコミュニケーションズ)の特定移動端末設備のシェアは、基準値である10%を超えている。

	特定移動端末設備			
	のシェア	2017年度末	2016年度末	2015年度末
NTTドコモ(二種指定事業者)				
KDDI (二種指定事業者)				
沖縄セルラー(二種指定事業者)				
ソフトバンク (二種指定事業者)				
Wireless City Planning				
UQコミュニケーションズ				

- ※1 特定移動端末設備は、携帯電話端末設備及びBWA端末設備(WiMAX2+、AXGPに限る)。
- ※2 特定移動端末設備のシェアは、2017年度末及び2016年度末の数値を平均して算出。
- ※3 表に記載の事業者のほか、地域BWA事業者からも報告を受領。

シェアの具体的な 値は構成員限り

## 参考2 モバイル研究会中間報告書(抜粋)(1)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019.4)(抜粋)

第5章 事業者間の競争条件に関する事項

6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

[略]

(3) 対応の方向性

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているものと考えられる。

- ・ 前述の2011年12月の情報通信審議会答申では、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について、次の とおり整理している。
  - ① 周波数の割当てについて

「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、 原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる」

- ・ 同答申の考え方は、全国BWA事業者の端末設備シェアが電波利用の連携の結果一定割合を超える場合においても当て はまる。すなわち以下のとおりである。
- ① 周波数の割当てについて

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されている モバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

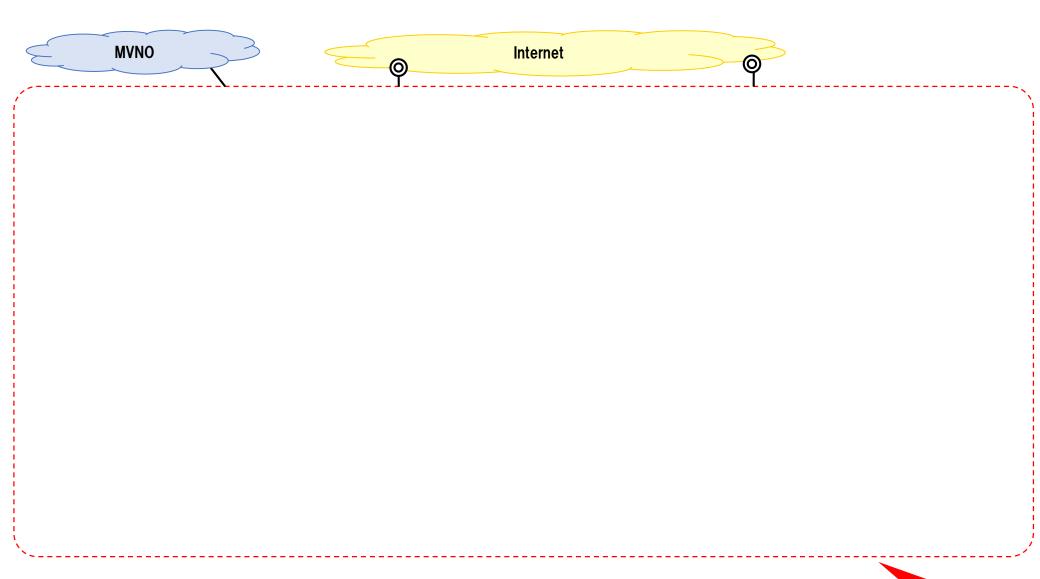
## 参考2 モバイル研究会中間報告書(抜粋)(2)

これまで端末設備シェアが一定割合を超えた電気通信事業者の設備は速やかに第二種指定電気通信設備として指定されてきており、全国BWA事業者の設置する電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても二種指定設備として指定するべきである。総務省において、速やかにそのための手続を開始すべきである。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当である。

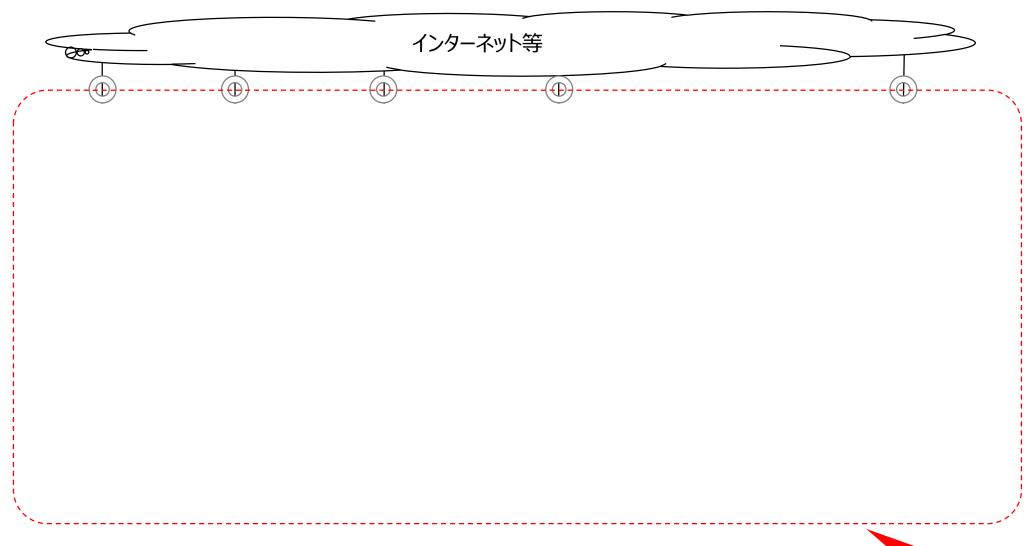
また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当である。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当である。

- ① BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国BWA事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能に関する記載を不要とすることとすること(接続機能及び標準的接続箇所の見直し)。
- ② 全国BWA事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われており、標準的接続 続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする 特例を設けること。
- ③ ②に加え、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とする特例を設けること。

なお、今後5Gの導入等により、さらに様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な 交渉上の優位性の発現が想定される。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上 の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、第7章に記載のとおり、将来的 な課題として引き続き検討を行うこととすることが適当である。



## au(KDDI/沖縄セルラー)及びUQが設置する電気通信設備(概要)



# Ⅱ 第一種指定電気通信設備制度関係

~メガデータネッツに係る法定機能の廃止等~

## 諮問内容等

#### 改正内容

メガデータネッツに係る法定機能の廃止に係る規定整備

第一種指定電気通信設備接続料規則第4条に規定するデータ伝送機能について、設備の老朽化により平成30年度末に維持限界を迎えるため、NTT東日本・西日本において従前より利用する事業者に対しその旨周知し協議が行われてきたところ、令和元年度より当該機能を利用する接続事業者がなくなり、当該機能を接続約款から削除する接続約款変更認可申請に対し反対意見が寄せられなかった(※)ことも踏まえると、当該機能の単位による接続料設定の義務付けまでは不要となったと認められることから、当該機能を法定機能から削除する。

- ※ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を申請することで本機能を削除する内容を含む接続約款変更認可申請(平成 31年3月28日情郵審諮問第3115号)について平成31年3月29日~令和元年5月7日及び同年5月10日~同月23日の間意見募集 を実施。
- その他、所要の規定整備を行う。

#### 施行日

公布の日から施行する。

(参考)スケジュール

6月21日(金)

意見募集

6月22日(土)~7月22日(月)

玉辛日苔焦

7月25日(木)~8月7日(水)

再意見募集

8月22日(木)

桂也没是在北 和北东北南部人 南东汉是本类如人 南部

情報通信行政:郵政行政審議会 雷気通信事業部会 接続委員会 審議

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 諮問

8月23日(金)

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 審議

答申後、改正を実施。

## 0 総 務 省 告 示 第

号

昭 和 電 六 気 + 通 年 信 郵 事 政 業 省 法 令  $\overline{\phantom{a}}$ 第 昭 和 + 五 五 + 号 ) 九 年 第 法 = + 律 第 Ξ 八 + 条 六号) の 九 の \_ 第 三 第 + 項 四 条 の 第 規 定 1= 項 及 基 づ び き、 電 気 他 通 信 の 電 事 業 気 通 法 施 信 事 行 規 業 者 則 ഗ

電 気 通 信 設 備 لح の 適 正 か つ 円 滑 な 接 続 を 確 保 す べ き 電 気 通 信 設 備 を 次 の よう に 指 定 す る

令 和 年 月 日

総 務 大 臣 石 田 真 敏

表 の 上 欄 1= 掲 げ る 電 気 通 信 事 業 者 が そ れ ぞれ 設 置 す る 同 表 の 下 欄 1= 掲 げ る 電 気 通 信 設 備

電

気

通

信

事

業

法

施

行

規

則

以

下

施

行

規

則

لح い う。 第二 十 三 条 の 九 の 第 Ξ 項 第

沖

縄

セ

ル

ラ

電

話

株

式

会

社

株

式

会

社

Ν

Т

Т

ド

 $\Box$ 

モ

次

**の** 

K

D

D

Ι

株

式

会

社

W

i

r

е

١

е

s

s

C

i

t

У

P

а

n

n

g 株

式

会社

ソ

フ

1

バ

ン

ク

株

式

会

社

号 の 交 換 設 備 ル タ 1= あ つ て は ル タ を

設 置 す る 電 気 通 信 事 業 者 が 提 供 す る 1 ン タ

ネ 当 ツ 該 **|** 1 接 ン 続 タ サ ネ ビ ス ツ 1= 1 接 用 続 い サ ら れ ビ る ス ŧ に の 用 の う 1) ち ら

れ る 顧 客 の デ タ ベ ス の 振 IJ 分 け 機 能 を

有 す る ŧ の を 除 **<** 

\_ の 施 行 交 換 規 則 設 第 備 相 二十三条 互 間 12 設 の 置 九 さ の れ る 第 伝 Ξ 送 項 路 第 設 備 号

Ξ

施

行

規

則

第

二 十

三条

の

九

の ニ

第 三

項

第二

1頁

2 平 成 + 四 年 総 務 省告示第七十二号 他 の 電 気 通 信 事業者 の 電 気 通 信 設 備 لح の 適 正 か つ

U Q コ Ξ ュニケ シ 3 ンズ 株式 会社 Ξ 六 = 五 四 号に 号に ら 伝 1 の 伝 の 伝 送 の を 送 他 の 施 施 れ 携 信 他 伝送路 交換 掲 路 掲げ 号 送 行 除 る 帯 路 の 行規則第二十三条 の 路 げ 規 **<** 設 電 設 電 電 用 サ 則 設 備 る 設 気 る 備 気 話 伝 電 通 設 第二十三条 備 電 通 ビ 送 備 の ( 第 二 前 気通 気 信 端 備 信 ス 路 号 通 事 事 制 末 設 号 1= 信 業 信 業 御 備 の 設 者 か 設 者 及 掲 認 局 ら び げ 備 の 備 の の の 証 前 る لح 電 九 لح 電 等 信 九 号 号 を行 の の ŧ 気 の の 気 間 用 通 ま 通 の 間 を 1= 第 第 で 1= 信 う 中 信 設 Ξ に 除 設 設 た Ξ 設 継 置され **<** 項 備 項 掲 置 備 め 交 と前 第二 げ さ に 換 第 لح る 前 れ 用 機 る 号 ŧ 各 る 各 1)

の告示は、令和元年十二月二十四日から施行する。

1

こ

附

則

円

滑

な

接続

 $\bigcirc$ 総 務 省 令 第

号

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 + 六 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

 $\Diamond$ 

る。

和 年 月 日

令

総 務 大 臣 石 田 真 敏

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を 改 正 す る 省 令

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り、

改

正

前

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

下

線

を

含

む

以

下こ

 $\mathcal{O}$ 

条

に

お

1

7

同

じ

を

付

L

を

付

L

た

規

定

以

下

ک

 $\mathcal{O}$ 

条

に

お

1

て

対

象

規

定

کے

7

う。

は、

そ

 $\mathcal{O}$ 

標

記

部

分

が

同

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

第 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 +年 郵 政 省 令 第二 + 五 号)  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す 欄 る 改 正 後 欄 12 撂 げ 傍 る 線 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ 改 正 前 欄 及

び 改 正 後 欄 に 対 応 L 7 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に  $\stackrel{-}{-}$ 重 傍 線  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 重 下 線 を 含 む 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 同 ľ

当 該 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 が 異 な る ŧ  $\mathcal{O}$ は 改 正 前 欄 に 掲 げ

る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 لح L て 移 動 L 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 12

れ に 対 応 す る t  $\mathcal{O}$ を 撂 げ 7 1 な 1 t  $\mathcal{O}$ は れ を 加 え る

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) 改 正 後

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする 者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接 きる場合に限り、 当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、 る説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、 する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に関す 続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四 する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置 項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで)及び総務大臣が別に告示 七まで(第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第十六条第 端数処理を行つて表示することができる。 接続料の算出に十分な精度を確保で

[一·二 略]

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に関 案分方法を含む。)) る他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法 の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用す 項の表一の項ロ及び第二項並びに第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。) し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第一

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所(次項において「標準 的接続箇所」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ自らの第二種指

定電気通信設備における同表の下欄に掲げる箇所とする。 次項に掲げる場合以外の場合

における、第二種指定中継系伝送路設備の 送役務の提供に用いられるものに限る。 反対側の箇所 二種指定中継系交換設備(主として音声伝 第二種指定中継系交換局に設置される第

の提供に用いられるものに限り、専ら無線 条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速 設備規則第四十九条の六の四又は第四十九 接続するルータであつて、データ伝送役務 ブロトコルが用いられる通信方式を用いて する電気通信設備をGPRSトンネリング 二種指定端末系交換設備(他事業者が設置 第二種指定端末系交換局に設置される第

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

改

Œ

|第二十三条の九の三||法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする 者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接 ばならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、 該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条にお の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当 続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四 続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。 いて同じ。)の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなけれ

[一・二 同上]

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に関 る機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分す 号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開発す ることにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。)) し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第1

回・五 同上

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする

- 一 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気 四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二 あつて、データ伝送役務の提供に用いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の 提供に用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所 ハハメガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。) 通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータで
- 三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間にお る、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所 いて電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)におけ

第二十三条の九の五 [2 略] 接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所 の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合 される特定移動端末設備と他事業者(間接接続事業者を除く。)が設置する電気通信設備との間 に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。 (第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項) [一·二 略] 認を受けた二以上の電気通信事業者にあつては、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払 の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続 自らの電気通信設備を他の電気通信事業者(以下この項において「間接接続事業者」という。 五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接 信設備接続料規則第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十 の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(第二種指定電気通 る。次号及び第五号において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更 第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限 及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条 方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界 続に関する試験を行う場合における手続 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該 前項の規定による箇所に代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、 二種指定端末系無線基地局を設置して 第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承 音声伝送役務の提供に用いられる第 [略] [略] 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする|第二十三条の九の五 前項ロに掲げる箇所 の提供に用いられるルータを除く。 ガチップのものを使用したデータ伝送役務 度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メ 備間において電気通信番号を使用して行わ れる文字の伝送交換のみに用いられるもの 送路設備の反対側の箇所 二種指定中継系交換設備(特定移動端末設 第二種指定中継系交換局に設置される第 .限る。) における、第二種指定中継系伝 当該伝送交換の一部が間接 [2 同上] 三の二~九 [同上] 場合における手続 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該 [新設] [一・二 同上] (第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項) 。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う 報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ 五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業 る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、 第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限 変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十 同上 [同上] [同上]

注 1 注 1 注1 第二十四条の四 注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに 2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出 2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出 様式第17の4の2(第23条の9の3関係) 期間を設けなければならない。 通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通 信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日(休日数は算入しない。)以上の意見受付 る者がない場合を除く。)を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合(出席を求め [2~4 點] データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出 2~4 器 掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。 掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。 条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう げる機能を、「MNP転送機能」は<u>同項へ</u>に掲げる機能を、 同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること つては、当該費用が個別に分かるように記載すること に掲げる機能をいう。 同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること 同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること 锺指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあ 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項人に掲 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表1の項</u>ロに |注1 - 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第2号</u>に掲げる 「接続料対象外費用」の欄には、 「音声伝送役務に係る費用」のうち、 「SMS伝送交換機能」は同項ニ 自らが設置する第二 |注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる |注1||「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第</u>4 |注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機 |2||法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、一般 第二十四条の四 様式第17の4の2(第23条の9の3関係) 2の3 [同左] 202あつては十日(休日数は算入しない。)以上の意見受付期間を設けなければならない にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合に 公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合 「新設」 [新設] [新設] [表同左] [舞殿] [舞殿]  $\begin{bmatrix} 2 \cdot 3 \end{bmatrix}$  $2\sim4$ [2 同左] [表同左]  $[2\sim 4]$ 「表同左」 [表同左] 機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。 機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。 条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう 号に掲げる機能をいう。 語外、 [同左] [同左] [同左] 「MNP転送機能」は<u>同項第3号</u>に掲げる機能を、 同左] 回左] 同左] 「SMS伝送交換機能」は<u>同項第4</u>

機能別接続料原価算入営業費明細表 同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること

- 注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲
- げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項口に掲げる機能を、 に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同項=</u>に掲げる機能をいう。 「MNP転送機能」は同項へ
- 料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。 営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の接続料原価に

第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、

原価の合質 同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること

4 原価の合算		-	
	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	<del>-</del>
	接続料原価	接続料原価	믜
営業費			
運用費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			
研究費償却			
減価償却費			
固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			
合計			

注 1

成すること。

)) に作成すること。

SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごと

「接続料原価」の欄には、1(音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能

める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、

第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと(同項ロに定

第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作

[同左]

|注1||「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第1号</u>に掲げる機 語や、 [表同左] 「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、 「MNP転送機能」は<u>同項第3</u>

の欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。 を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごと <u>号</u>に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は<u>同項第4号</u>に掲げる機能をいう 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費

[3 同左]

[新設]

注 9 利益対応税 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表</u>に掲げる機能ごと(<u>同項ロ</u>に定める機 6 自己資本費用 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表</u>に掲げる機能ごと(<u>同号ロ</u>に定める機 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表</u>に掲げる機能ごと(<u>同項ロ</u>に定める機 3 他人資本費用 様式第17の4の3(第23条の9の3関係) [7・8 點] [4・5 點] 2 1 機能に係るワートベース 4 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。 [2・3 略] [表略] 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同項口に定める機能 | 注 [ | | | | | | [2~4 點] [2・3 器] のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)により算出された額を記載すること。 の接続料原価の算出)、2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の 料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIM 料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 気通信事業者ごとに分けて作成すること 料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続 カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごと))に 作成すること(<u>同条第1項の表1の項ロ</u>に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続 カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごと))に 能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIM 作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続 カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごと))に 能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIM 西 「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)又は2の3(データ伝送交換機能 |注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定め |注1||第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定め |注1 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項各号</u>に掲げる機能ごと(<u>同項第2号</u>に定め 様式第17の4の3(第23条の9の3関係 [7・8 同左] [4·5 同左] 2 [2・3 同左] 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項各号</u>に掲げる機能ごと(<u>同項第2号</u>に定める [舞殿] [表同左] [表同左] [同左] [2~4 同左] [表同左]  $\begin{bmatrix} 2 \cdot 3 \end{bmatrix}$ [表同左] にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 [同左] にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 )に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料 IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) る機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、S )に作成すること(<u>同条第1項第2号</u>に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料 IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) る機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、S にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 る機能にあっては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、S 同左」 [同左] )に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料 IMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) 同左」 司左」

ること (同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつ ては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカー ドの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成す は、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。

11 利潤 [10 略]

ること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつ ては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。 にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカー ドの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成す 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同項口に定める機能

[12 器]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 2 条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要 【表略】

1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要 

注1 規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう

2 思

MNP転送機能に係る需要

る 機能をいう

3 SMS伝送交換機能に係る需要

掲げる機能をいう。 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表1の項ニ</u>に|注 「MNP転送機能」は、

様式第17の4の5(第23条の9の3関係)

機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIM 成すること(<u>同条第1項第2号</u>に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつて カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごと))に作

[10 同左]

[同左]

[表同左]

|注 第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項各号</u>に掲げる機能ごと(<u>同項第2号</u>に定める 成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあって カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作 機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIM

[12 同左] は、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

[同左]

[表同左]

|注1|| 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4</u> 条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

2

1の2 [同左]

[表同左]

「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第</u>|注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第</u> 1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3 [同左]

「データ伝送交換機能のS I Mカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料|注 1 「データ伝送交換機能のS I Mカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料 [表同左]

規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

[2 同左]

[同左]

[表同左]

「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項の表1の項</u>ハに掲げ 注:「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則<u>第4条第1項第3号</u>に掲げる機能 やいう。

[表同左] [同左]

第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能

様式第17の4の5(第23条の9の3関係)

<ul> <li>に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項三に掲げる機能をいう。</li> <li>[2~5 略]</li> <li>様式第17の4の7(第23条の9の3関係)</li> <li>[表略]</li> <li>[支略]</li> <li>「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項4に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項つに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項へに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項へに掲げる機能をいう。</li> </ul>	節をデ	<ul> <li>表略]</li> <li>注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項へに掲げる機能をいう。</li> <li>[2~6 略]</li> <li>3 SMS伝送交換機能の接続料</li> <li>[表略]</li> <li>注1 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項三</li> </ul>	1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料
<ul> <li>号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。</li> <li>[2~5 同左]</li> <li>様式第17の4の7(第23条の9の3関係)</li> <li>[表同左]</li> <li>[表記表示の9の3関係)</li> <li>[表記書の9の3関係)</li> <li>[表記書の9の3関係)</li> <li>[表記書の70回覧1号に掲げる機能をいう。</li> <li>日本記述をいる場合に掲げる機能をいる場合に掲げる機能をいる。</li> </ul>	○機能をいう。 [2~6 同左] [4 同左] [4 同左] 様式第17の4の6(第23: 様式第1 「音声伝送交換機 注1 「音声伝送交換機	注 3 1 1 1 1	1 [同左]         (表同左]         (2 本日 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4 条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。         (2~7 同左]         1の2 [同左]         (表同左]         (表同左)         (表同左)

滅価償却累計	7 土木設備	減価償却累計額	6 市外線路設備	額	5 市内線路設備	額	減価償却累計	4 端末設備	額	減価償却累計	3 通信衛星設備	額	減価償却累計	2 空中線設備	額	減価償却累計	1 機械設備	(1) 有形固定資産	産	A 電気通信事業固定資	I 固定資産	資産の部						<u>                                      </u>	U.B.
																							額		貨借対	別)	(電気通	) 3 関係)	a定電気通信 10 間点)
																								#	相殺消		(電気通信事業者の		設備を設置、
																							額	照表の	貸借対	9	(電気道		する電気通
																								#	相殺消	の別)	(電気通信事業者		信事業者ご
																									#				とに作成
																									備老				けること

[2~5 同左] [新設] [新設]

	(2)																														
1 海底線使用権	無形固定資産	有形固定資産合計	減価償却累計 額	17 建設仮勘定	額	滅価償却累計	16 リース資産	減価償却累計 額	15 土塔	額	減価償却累計	14 休止設備	額	減価償却累計	び備品	13 工具、器具及	額	減価償却累計	12 車両及び船舶	額	減価償却累計	11 機械及び装置	額	減価償却累計	10 構築物	額	減価償却累計	9 建物	額	減価償却累計	8 海底線設備

6 関係会社出資金	5 出資金	ИÞ	3 関係会社株式	2 親会社株式	1 投資有価証券	C 投資その他の資産	<u> </u>	(何) 業固定資産合	<u>п</u> ш	無形固定資産合	1	(2) 無形固定資産	<u> </u>	有形固定資産合	額	減価償却累計	1	(1) 有形固定資産	B (何) 業固定資産	産合計	電気通信事業固定資	叫	無形固定資産合	파	<ul><li>9</li></ul>	8 リース資産	7 借地権	6 特許権	5 のれん	4 ソフトウェア	3 施設利用権	2 衛星利用権

Ħ																			П				1											
繰	流動																		流	固	#													
繰延資産	流動資産合計				13	12	11	10	9	∞	7		6	σı	4	ω	2	Н	流動資産	固定資産合計		投資その他の資産合					12	11	10		9		∞	7
至	至合語	~		資産								強							淫	至合語		29	账		産	及(				貸付金		(4)		
	#	全 (1	(回)	HH	103	いま 単延れ	前払費用	前渡金	貯蔵品	見会?	有価証券			) — ;	未収入金	売掛金	受取手形	見金)		#		他の	E (1	(何)		74%	107	製延利	長期官	金	<b>聚</b>		找	長期1
		当金(貸方)	(何) 貨倒引		その他の流動	繰延税金資産	費用	N/	⊒⊔	親会社株式	正券		リース投資資	リース債権	入金	N/	手形	現金及び預金				資資	当金(貸方)	(何) 貸倒引		及びその他の資	その他の投資	繰延税金資産	長期前払費用		関係会社長期		社内長期貸付	長期貸付金
			題引		<b>范動</b>	資産				7			貧資	徭				須金						到弓		資	没資	資産	費用		長期		声件	例
																					_									-				

7 未払金	6 リース債務	5 短期借入金	4 買掛金	3 支払手形	社長期借入金	限到来の関係会	2 1年以内に期	債	限到来の固定負	1 1年以内に期	I 流動負債	固定負債合計	負債	9 その他の固定	8 資産除去債務	7 (何) 引当金	金	6 退職給付引当	5 繰延税金負債	4 リース債務	借入金	3 関係会社長期	2 長期借入金	1 社債	I 固定負債	負債の部	資産合計	繰延資産合計	5 開発費	4 社債発行費等	3 株式交付費	2 開業費	1 創立費
	5	1			147	<b>岭</b>	.期		角	.期				定	務	金			債	7 2		(期)									[		

			ı	I					I 株主資本	純資産の部	負債合計	流動負			ī	ı						
(何) 積立金	(b) その他 利益剰余 金	4 利益剰余金 (a) 利益準 備金	資本剰余金合計	(b) その他 資本剰余 金	(a) 資本準 備金	3 資本剰余金	<ol> <li>新株式申込証 拠金</li> </ol>	1 資本金	本	书	+	流動負債合計	17 その他の流動 負債	16 資産除去債務	15 (何) 引当金	14 前受収益	13 従業員預り金	12 預り金	11 前受金	10 繰延税金負債	9 未払法人税等	8 未払費用

	4 「(電気通信 5 備考欄には、 2 営業外費用の合算	3 原価及で ること。	下順次繰り	뺼	作成すること。 2 - 貸借対昭表1	注1 第二種排	負債・純資産合計	純資産合計	田 新株予約権	評価・換	松	3	禅	2			I 評価・	株主資本合計	O pij		O1	<u> </u>						_
	《通信事業者の別 ごは、相殺消去の り合算	)利潤の算定期間	下順次繰り上げること。	からにた。この	西渉田において	旨定電気通信設備	<b>産合計</b>		約権	評価・換算差額等合計	額金	土地再評価差	<b></b>	繰延ヘッジ損	き	その他有価証	評価・換算差額等	合 <b>計</b>	目口株八甲込 証拠金	方)	自己株式(借		利益剰余金合	益剰余金	繰越利	備金)	(何) 準	17(4)
(電気通信事業者の 別)	「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、 備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。 外費用の合算	1、前算定期間、		1 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 /	この表に掲げた	<b>i接続料規則第16</b>																						_
	があじ、	原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成こと。		記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、	成すること。 貸借対昭寿日において「この寿に掲げた科目に卦トすべき金額がないときは「当該科目	第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合																						
(電気通信事業者の 別)	適宜追加すること。	バこ前々々 算定す		対談がまずして	(	2基づき接続料																						
<u> </u>		期間に		は置り	#  }	を設定																						
備考	-	ごとに作成		「豊大」、	1体%示	ごする場合																						

			., <u>-</u>		燕				27																	
[16~24 略]	15 <u>利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の</u> 設定が必要な <u>場合には、その条件について記載すること。</u>	「2~14 累]			様式第18(第24条関係)	3 備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。	2 「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。	作成すること。	注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に	営業外費用合計	10 雑支出	損	9 有価証券評価	損	8 有価証券売却	7 開発費償却	6 開業費償却	5 創立費償却	却	4 株式交付費償	償却	3 社債発行費等	2 社債利息	1 支払利息	営業外費用	
[1]	E」についてに こは、その条件					<b>没消去の理由を</b>	き者の別)」の		<b></b>				н_		II II					The state of the s		444				損益計算 書の額
	t、当該機能に について記載					記載すること	項は、必要に		中規則第16条第																	相殺消去
	. 係る電気通信 すること。					0	応じ、適宜追		前1項の規定に																	損益計算 書の額
	後務の利用に						加すること。		:基づき接続料																	相殺消去
	際して利用条								を設定する場																	
[16~24 同左]	1	)	注 1 「同左」		樣式第18(第24条関係)				\$12.																	

第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二 条 第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成二 十 八 年 総 務 省 令 第  $\equiv$ + 号) 0 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

に改正する。

部 後 又 正 欄 後 以 分 は 次 欄 下  $\mathcal{O}$ 破 12  $\mathcal{O}$ 掲 線 に  $\mathcal{L}$ ょ 表 う げ 掲 で に  $\mathcal{O}$ ょ 12 る げ 条 进 り、 る 改 対 12  $\lambda$ だ 象 t お  $\Diamond$ 規 部 改  $\mathcal{O}$ 1 定 7 改 分 正  $\mathcal{O}$ لح を 前 ょ 正 ک う 欄 対 前 7 に 欄 象 れ に 移 改 規 及 撂 に げ 動 定  $\emptyset$  $\mathcal{U}$ 順 し、 改 る 次 規 と 対 そ 正 後 応 定 改  $\mathcal{O}$ 1 う。 正 標 欄 す  $\mathcal{O}$ 傍 後 る 記 に 改 線 欄 部 対 に は、 応 分 正 〒 掲 後 が L 線 げ 異 そ 7 欄 る 掲 を な に  $\mathcal{O}$ げ 含 対 標 掲 る 象 む。 る げ ŧ 記 規 そ る  $\mathcal{O}$ 部 定 は  $\mathcal{O}$ 規 分 以 で 改 標 定 下 が 改 正 同 記  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 正 前 部 傍 条 前 線 分 欄  $\mathcal{O}$ に を に 欄 ŧ に にこ 掲 付 お  $\mathcal{O}$ げ は 重 1 L 当 傍 又 7 れ る に 該 線 は 同 対  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\circ}$ 対 象 破 を 対 応 規 線 象 付 す 定 規 L で る を 定 た を 开 を 付 ŧ 改 規  $\lambda$ 定 だ  $\mathcal{O}$ 正 改 L

を掲げていないものは、これを加える。

交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能	いられる通言方式を用いて接		
信事業者を変更した利用者に係る	トンネリングプロトコルが用		
_	指定電気通信設備をGPRS		
	備		
ボノ	事業者」という。)が設置す		
四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の	の電気通信事業者(以下「他		
を行う機能(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の	の電気通信設備を接続する他		
設	第二種指定電気通信設備にそ	ロ データ伝送交換機能	
設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該	を行う機能		
信事業者(以下「他事業者」という。)が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信	音声その他の音響の伝送交換		の場合
二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通	第二種指定中継交換機により	イ 音声伝送交換機能	一 次項に掲げる場合以外
音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能	内容	機能の区分	区分
め			掲げるとおりとする。
第四条  法第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分	それぞれ同表の中欄及び下欄に	表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、	第四条 法定機能は、次の表のよ
第二章 機能			第二章 法定機能の内容
ことができる。			ないことができる。
かりの	総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によら		ない。ただし、特別の理由がある場合には、
		との接続料に関してこの省令の	事業者は、
			(遵守義務)
			ことを目的とする。
る適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保する	ける適正な原価に適正な利潤を	られ、能率的な経営の下におけ
事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下におけ	との接続料が、適正かつ明確に定め	頃を定め、もって <u>法定機能ご</u> と	定方法並びに精算に関する事項を定め、もって法定機能ごとの接続料が、
下「機能」という。)、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する	法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算	「法定機能」という。)、法定機能ごと	で定める機能(以下「法定機能
電気通信事業法(以下「法」という。)第三十四条第	第三十四条第三項第一号口の総務省令	電気通信事業法(以下「法」という。)第三	。)に関して、電気通信事業は
置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)が取得すべき金額(以下「接続料」という	<b>ゅべき金額(以下「接続料」という</b>	「事業者」という。)が取得すべき金額	置する電気通信事業者(以下「事業者」という。
第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設	し当該第二種指定電気通信設備を設	疋電気通信設備との接続に関_	第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関
(目的)			(目的)
附則			
		(第十七条)	接続料の計算等(第十
-   第五章     接続料の計算等   (第十六条)		<b>燃料設定(第十六条)</b>	第五章 複数事業者による接続料設定 (第十六条)
第四章 接続料設定(第十一条—第十五条)	<u> </u>	宋—第十五条)	第四章 接続料設定(第十一条—第十五条)
	<del></del>	(第五条—第十条)	第三章 原価及び利潤の算定 (第五条—第十条)
第二章 機能(第四条)		<b>弗四条</b> )	第二章 法定機能の内容等 (第四条)
章一同上			:章 ! 略]
目次			目次
改 正 前		改正後	

供を行っている場合に限る。)  (供を行っている場合に限る。)の提供に係るもの(事業者が現にSIMカードの提  「の、「の、「の、「の、「の、」の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、 の で、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、「の、	@信役務の提供を内容とする契約を締結してへ及びBWAアクセスサービスの電気通信役/クセスサービス(PHSに係るものを除く(次号に掲げる機能を除く。) ■に接続される伝送路設備に関する情報の管	通信 で で の で の の の の の の の の の の の の の	務を提供する電気通信事業者との間で当該電気三 SIMカード(携帯電話、携帯電話・PHS型及び端末の認証その他これらに付随するもの理及び端末の認証その他にれらに付随するものは、事業者が設置するその一端が特定移動端末設
・ なかは、ほどかにおざられている。 2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。	接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するもの	機能は、接続料を算定するために	とする。 とする。 とする。
			を超り
	前項ロに掲げる内容	前項ロに掲げる機能	の是共こ用いってる第二 二 事業者が音声伝送役務
	能		
	れる文字の伝送交換を行う機電気通信番号を使用して行れ	交	
	記している。特定移動端末設備間において	ニーショートメッセージ伝送	
	能		
	との相互接続点に転送する機		
	中継交換機を介して他事業者		
	へ着信する通信を第二種指定		
	用者に係る特定移動端末設備		
	電気通信事業者を変更した利	ĵ	
	電気通信役務の提供を受ける		
	番号ポータビリティにより、	ハ 番号ポータビリティ転送	
	を行うものを除く。)		
	した符号又は影像の伝送交換		
	八八メガチップのものを使用		
	の般送皮当に見再少し・ニニーであって、拡散符号速度が一		
	1-		
	又は第四十九条の六の五で定		
	十八号)第四十九条の六の四		
	十五年電波監理委員会規則第		
	機能(無線設備規則(昭和二		
	号又は影像の伝送交換を行う		
	移動端末設備との間で専ら符		
行われる文字の伝送交換を行う機能	設置する電気通信設備と特定		

第六条 第八条 法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。 第七条 法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機 3 6 5 9 対象設備等の第二種指定設備管理運 ・運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× 及び租税公課相当額を除く。) 2 3 当該法定機能に係るレートベース=対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の 他人資本費用=当該法定機能に係るレートベース×他人資本比率 設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。 能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施 計を二で除したものを用いるものとする の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。 接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段 き計算される他人資本費用、 投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であ 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、貸借対照表に記載された繰延資産 (他人資本費用) (第二種指定設備管理運営費の算定) 算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表( 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づ |第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。 法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。 (接続料の原価及び利潤 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による もの(事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。 情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をいう。以下同じ。 いる者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人 略 略」 略 かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。 接続料の原価は、法定機能ごとに、 略 自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において 資産+貯蔵品+運転資本 当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とす 以下同じ。)に計上された期首及び期末の額の合 法定機能の提供から当該法定機能に係接続料の収納までの平均的な日数 百六十五日 )の提供に係る έу. 第七条 4 2 |第六条||接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設 2 第八条 3 [2 同上] 3 6 5 9 対象設備等の第二種指定設備管理運 |運転資本=営費(減価償却費、固定資産除却損× 及び租税公課相当額を除く。) 当該機能に係るレートベース=対象設備等の正味固定資産価額+繰延資産+投資その他の資産 る土地及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものと とに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置す この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係るまでの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。 読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照 他人資本費用=当該機能に係るレートベース×他人資本比率 表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備 貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。 の管理運営に不可欠であり、 備管理運営費とする。 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。 (他人資本費用 (第二種指定設備管理運営費の算定) 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条 (接続料の原価及び利潤) |第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。| \_\_\_ 同上 同上 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算す 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ご 同上 かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。 十貯蔵品+運転資本 から当該機能に係る接続料の収納ま の平均的な日数 第四条第一項各号に掲げる機能の提供 百六十五日 ý

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、 3 第九条 法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。 第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、 第十三条 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分の区分に 第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定する│第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものと 第十一条 第十条 [2~4 略] 2 5 4 2 { 4 価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該 び利潤を前章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法 接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。 応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。 自己資本費用=当該法定機能に係るレートベース×自己資本比率 ものとする ものとする。 該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。 によるものとする。 利益対応税=(自己資本費用+<u>当該法定機能</u>に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債 (ショートメッセージ伝送交換機能の接続料) [一・二 略] 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原 (音声伝送交換機能の接続料) (自己資本費用 (番号ポータビリティ転送機能の接続料) 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及 (データ伝送交換機能の接続料) (接続料設定の原則) (利益対応税) 第四条第二項第三号に掲げる部分 SIMカードの枚数 第四条第二項第二号に掲げる部分 第四条第二項第一号に掲げる部分 法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当|第十一条 以外の負債比率×利子相当率)×利益対応税率 回線数 回線容量 通信回数を単位として設定する|第十五条 通信時間を単位として設定する | 第十四条 3 2 |第十三条||第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、 第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算す 第十条 [2~4 同上] [2~4 同上] 2 5 4 より算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規 を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によ 号に定めるものを単位として設定するものとする。 ばならない 利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなけれ 自己資本費用=当該機能に係るレートベース×自己資本比率 定は適用しない。 する。 利益対応税=(自己資本費用+<u>当該機能</u>に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外 るものとする。 (ショートメッセージ伝送交換機能の接続料) (番号ポータビリティ転送機能の接続料) 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤 [一・二 同上] 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法に (データ伝送交換機能の接続料) (音声伝送交換機能の接続料) (接続料設定の原則) (利益対応税) (自己資本費用 第四条第二項第三号 第四条第二項第二号 第四条第二項第一号 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する 同上 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものと 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものと の負債比率×利子相当率)×利益対応税率 SIMカードの枚数 回線数 回線容量 次の各号に掲げる部分に応じ、 、当該各

立口
籾
=n
青安

+自らの運転資本+共同設 定者の運転資本	<del>   </del>	
投資その他の資産+貯蔵品	の他の資産+貯蔵品+運転資	
固定資産価額+繰延資産+	資産価額+繰延資産+投資そ	
ベース=対象設備等の正味	一ス=対象設備等の正味固定	
当該法定機能に係るレート	当該法定機能に係るレートベ	第八条第二項
用		
役務収支表に記載された費		
定者の同表の移動電気通信		
記載された費用及び共同設	記載された費用	
三		
自らの接続会計規則別表第	接続会計規則別表第三	第七条第二項
して算定された額の		
た額を合算した額を基礎と		
者の貸借対照表に計上され		
計上された額及び共同設定	計上された	
係る自らの貸借対照表	係る貸借対照表	第六条第二項
整理された資産		
務別固定資産帰属明細表に		
接続会計規則別表第二の役		
支表に整理された費用及び		
第三の移動電気通信役務収		
う。)の接続会計規則別表		
下「共同設定者」とい		
して受けた他の事業者(以		
六条第第一項の承認を共同		
整理された資産並びに第十	整理された資産	
=		
自らの接続会計規則別表第	接続会計規則別表第三	第五条
		げる字句とする。
句は、それぞれ同表の下欄に掲	これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、	規定の適用については、
の事業者に関する次の表の上欄に掲げる	以上の事業者のうち同項の一	2 前項の承認を受けた二
		ればならない。
た上で当該接続料を設定しなけ	の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定しなけ	する一の事業者を明らか
当該全部又は一部の法定機能に係る接続料を算定	当該二以上の事業者は、当該全部又は一部	実現する場合には、当該
部をそれらの第二種指定電気通信設備により	二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの	第十六条 二以上の事業者?
	複数事業者による接続料設定	第五章 複数事業者

	第十三条第二項第二号	第十条第四項	第八条第八項		第八条第五項	第八条第四項		第八条第三項
運転資本=前号の調達費用× (SIMカードの提供からこ れに係る接続料の収納までの 平均的な日数/三百六十五日	計算した運転資本	得に課される税の税率の合計法人税、事業税及びその他所	営業外費用	対象設備等	次に関転資本の額	第二種指定電気通信設備	帳簿価額	接続会計規則別表第二
自らの運転資本=前号の調 連費用×(自らのSIMカ 一ドの提供からこれに係る 接続料の収納までの平均的	計算した自らの運転資本	率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 率の合計 では、事業税及びそ では、事業税及びそ	費用と共同設定者の営業外費用を合算したものをいう	이⑪ 當  別지  當	それぞれ次に同設定者の運転資本の額及び共	種指定電気通信設備設備及び共同設定者の第二	明細表の帳簿価額同表の役務別固定資産帰属限の役務別固定資産帰属	二自らの接続会計規則別表第

第十七条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したとき(前条 3 び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項 価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能 の規定は適用しない 場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものと 業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる 者が整理したときを含む。)に、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算する 第一項の承認を受けた二以上の事業者にあっては、 又は一部の法定機能に係る接続料について、 備考 表中 に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事 ものとする。 定した接続料と同額として設定するものとする。 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及 法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは 第一項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者以外の事業者は、 接続料の計算等 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 \_ 前二章の規定にかかわらず、当該一の事業者の設 当該二以上の事業者のうち自ら以外の事業 な日数/三百六十五日) 同項の全部 3 第十六条 を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定 が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差 の結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。 と認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精 及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動がある 額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡 算するものとする。 は適用しない。 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは 第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤 第五章 接続料の計算等 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、そ

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電 気通 信事 業報告規則 (昭 和六十三年郵政省令第四十六号)の一 部を次のように改正する。

定の傍線を付した部分のように改める。

次の

表

によ

り、

改正

前欄に掲

げ

る規定

0

傍線

を付

した部

分をこれに対応する改

正後欄に

掲げる規

	備考 表中 [ ]の記載は注記である。
[2~7 同上]	[2~7 略]
[十三·十四 同上]	[十三・十四 略]
	、機能、料金その他の提供条件
種類、機能、料金その他の提供条件	十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。)の種類
十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)の	十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二
	[ ] ~ 十一 略]
	ければならない。
	項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しな
	、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事
	。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは
	信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る
	される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通
	定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続
	下この条において同じ。) を電気通信事業者 (当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特
	ている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以
	限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定され
	接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに
	式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元
	る時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方
	路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定す
	種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送
	事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二
第四条の五 [同上]	第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信
(卸電気通信役務の提供に関する報告)	(卸電気通信役務の提供に関する報告)
改正前	改正後

第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 兀 条 第 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成 + 年 郵 政 省 令 第 六 + 匹 号)  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に

改正する。

定 後 L 欄 で 改 7 次 改 撂 正 に  $\mathcal{O}$ げ 正 前 掲 表 る に 後 欄 げ 欄 そ ょ 12 る り、 に 掲  $\mathcal{O}$ 規  $\sum_{}$ げ 標 定 れ る 記 改  $\mathcal{O}$ に 部 傍 正 対 線 対 象 分 前 応 に を 欄 規 す 定 付 に る を 重 撂 L ŧ げ 改 傍 又  $\mathcal{O}$ 正 線 は る を 後 を 破 規 撂 欄 定 付 線 げ に L で  $\mathcal{O}$ て 傍 掲 た 囲 1 げ 線 規 W な る だ 定 を 7 付 部 対 ŧ 象 以 分 L  $\mathcal{O}$ 規 下 又  $\mathcal{O}$ は 定 ک ょ は う 0 破 とし これ 条 に 線 7 に 改 で を 移 お  $\Diamond$ 开 削 動  $\lambda$ 1 る。 て し、 だ 改 部 正 改 対 前 分 をこ 象 正 欄 前 規 及 定 欄 び れ 改 に に لح 掲 正 対 げ 後 応 1 う。 す る 欄 対 る に 象 対 改 規 は 応 正

第二条 第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三 設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施 設(以下「対象設備等」という。)とする。 十一~十五 七 [削る] (用語) この場合において、 (法定機能の区分、内容及び対象設備等) 二 ~ 十 (端末回線伝送機能等の接続料) 略 略 信号伝送機能 通信路設定伝送機能 [略] 略 機能の区分 [略] 合理的な理由があるときは、 交換等設備と事業者が第一定市内交換局に設置される伝送を行う機能(第一種指により通信路の設定並びに 伝送交換する機能用中継交換機により信号を信号用伝送路設備及び信号 の通信を行うものを除く。 物に設置するルータとの間 種指定市内交換局以外の る電気通信設備(交換設備通信路の設定の機能を有す を除く。)及び伝送路設備 改 内容 正 距離その他の単位を組み合わせて定めるこ 後 用中継交換機信号用伝送路設備及び信号 を除く。)及び当該交換等る電気通信設備(交換設備」交換設備ができる。 設備に係る伝送路設備 対象設備 第四条 第十七条 第四条の表一の項の機能 2 第二条 する。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定め、の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものと中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三 十一 セルリレー装置 ATMデータ伝送方式(非同期転送モードを用いてデータを伝送する 十二~十六 七の二 (法定機能の区分、内容及び対象設備等) [一~十 同上] (用語) (端末回線伝送機能等の接続料) ための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。 [同上] 同上 [同上] 信号伝送機能 通信路設定伝送機能 同上 同上 データ伝送機能 機能の区分 [同上] 用 信号用伝送路設備及び信号 設備により通信路の設定及セルリレー装置及び伝送路 交換等設備と事業者が第一定市内交換局に設置される伝送を行う機能(第一種指 により通信路の設定並びにを除く。)及び伝送路設備 物に設置するルータとの間 種指定市内交換局以外の建 る電気通信設備(交換設備 通信路の設定の機能を有す び伝送を行う機能 の通信を行うものを除く 伝送交換する機能 (帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、 中継交換機により信号を 改 内容 正 前 ルリレー装置に係る伝送路セルリレー装置及び当該セ る電気通信設備(交換設備通信路の設定の機能を有す 用中継交換機 信号用伝送路設備及び信号 を除く。)及び当該交換等 設備に係る伝送路設備 対象設備

第 種 指 定 電気通 信 設備接 続 料 規 則等 Ø) — 部を改 正する省令 *𝑉* 部 改 正

号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

第

五.

条

第

種

指

定

電

気

通

信

設

備

接

続

料

規

則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を改正

す

る

省

令

平

成三十一

年

総

務

省令第十三

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 0) 傍 線 を付 L 又は 破 線 で 囲  $\lambda$ だ 部 分をこ れ に 順 次 対 応 する

改 正 後 欄 に 掲げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破線で 囲 んだ 部分 0 ように改める。

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同人び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用人び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定にでいて準用と新平成十七年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第1限る。)、第十三条、第十四条(第二項ただし書を除く。)、第2限3。)、第十三条、第十四条(第二項ただし書を除く。)、第二項本文に限る。)、第十三条、第十三条、第十四条(第二項ただし書を除く。)、第二項本文に限る。)、第十三条、第十条、第八条(第一項及び第二項本文に単までの規定(第六条、第七条、第八条(第一項及び第二項本文に	[1] 「該当する場合における他地域設備機能を含む。)について同一であること。 「の法第三十三条第五項機能(令和四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第一であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 「であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 「略」	は、。) に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合(前二号に掲げる場合を備の機能(法第三十三条第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」と信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設において同じ。)以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通において同じ。)以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通において同じ。)以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通においての第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業活施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号十年郵政省令第二十五号)第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域を設置する電気通信事業三、令和四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業に一・二。略3	政事の場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能(以下この第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能(以下この領域を大力が関連を対して、法定機能、中継伝送機能のうち同表備考二のイに掲げる機能を除く。)、加入者交換機専用トランクポート機能及び中継交換機等用トランクポート機能とずで換機能(同表の表一の項の機能、二の項の機能(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、中継伝送専用機能及び中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。)、四の項、五の項(中継交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、中継伝送専用機能及び中継交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。)、五の項の関門系ルータ交換機能、五の項の機能、二の項の機能(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表が中継交換機専用トランクポート機能とでで表述機能、表の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、二の項の機能(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、中継伝送機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、五の二の項の機能(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、五の二の項の機能、二の項の機能(出下この領域により、第一の機能に限る。)、三の項から三の三の項をで表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が
第六条 [同上]	第全 同 3	マー 同上] 一 同上] 一 同上] 一 同上] 一 同上] 一 同上] 一 同上] 一 に係る接続料 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外 において同じ。)以外	改正 前 別別 別

附則別表第5の3 附則別表第3の1 構築物撤去費用対投資額比率 建物撤去費用対投資額比率 土木設備撤去費用対投資額比率 市内線路撤去費用対投資額比率 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 新規則第十七条第 収容装置 き線点遠隔 园 略 略 晃 設備区分 (附則第6条関係) (附則第6条関係) [1~4 略] 局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 ちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての  $\overline{2}$ 項 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のう 投資額の算定 局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニッ 昂 ×き線点遠隔収容装置収容回線数 ・(き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収容装置収容 ト単価+専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) 耳目 での機能、六の項の機能( ら七の項までの機能の 伝送機能及び六の三の項か 容ルータ接続ルーティング 光信号中継伝送機能に限る 信号中継伝送機能及び特別 中継伝送専用機能、一般光 略 )、六の二の項の特別収 三の項から三の三の項ま 正味固定資産価額算定方法 算定に用いる数値 算定方法 の 略 0.0024880.0025320.001239 0.002397数値 単位 附則別表第3の1 附則別表第5の3 構築物撤去費用対投資額比率 建物撤去費用対投資額比率 上木設備撤去費用対投資額比率 市内線路撤去費用対投資額比率 新規則第十七条第一 収容装置 き線点遠隔 .同左] 同上 同上 [同左] 同左 設備区分 (附則第6条関係) (附則第6条関係) [1~4 同左] 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき繰点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき繰点遠隔収容装置投資額とし、全ての 局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 (2)項 投資額の算定 回左 耳目 +専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価)×き線点 ト単価 回線数) 遠隔収容装置収容回線数 伝送機能及び六の三の項か 容ルータ接続ルーティング 光信号中継伝送機能に限る 中継伝送専用機能、一般光 (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収容装置収容 信号中継伝送機能及び特別 での機能、六の項の機 ら七の二の項までの機能の 同上 )、六の二の項の特別収 三の項から三の三の項ま 費用算定に用いる数値 正味固定資産価額算定方法 算定方法 0) 同上 0.0024880.0012390.0025320.002397 数値 単位

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	[[略]	管理共通費比率	1回線当たり接続関連事務費	試驗研究費対直接費比率	工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	車両撤去費用対投資額比率	機械及び装置撤去費用対投資額比率
		0. 1506	0	0.02488	0.0009559	0	0.0006553
			円/回線	-		-	
		管理共通費比率	1回線当たり接続関連事務費	試験研究費対直接費比率	工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	車両撤去費用対投資額比率	機械及び装置撤去費用対投資額比率
	1	0. 1506	0	0.02488	0.0009559	0	0.0006553
			円/回線				

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第

附

則

二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行

〇総務省告示第

号

に づ き、 基 電 づ 気 き 平成二 通 情 信 報 事 +  $\mathcal{O}$ 業 開 八 法 年 示 施 に 総 行 関 務 規 する 省 則 告 事 示 昭 項 第百 和 を定 六 七 + め 号 年 る件) 郵 (電 政 省令 気 0 通 信 第二十五号) 第二十三条 部を改正する告示を次のように定 事 業法 施行 規則第二十三条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 五. 第二  $\mathcal{O}$ める。 五 第 項  $\mathcal{O}$ 項 規 定  $\mathcal{O}$ に 規 定 基

和年月日

令

総務大臣 石田 真敏

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線を 付 た部分をこれに 順 次 対応 する改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう に 改  $\emptyset$ る。

改 正 後	改 正 前
(開示される情報)	(開示される情報)
第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。	第二条 [同上]
[一~五 略]	[一~五 同上]
六 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規	六 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規
則」という。)第四条第一項の表に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に	則」という。)第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に
係る取得すべき金額であって、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に	係る取得すべき金額であって、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に
応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事	応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事
業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報	業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報
[七 略]	[七 同上]
八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第	八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第
一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項	一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項
に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並び	に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並び
に原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期	に原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期
間比に関する情報	間比に関する情報
備考 表中の [ ]の記載は注記である。	

 $\bigcirc$ 総 務省告示 第

号

兀 を定 項 第 及 種 び 第 指 件) + 定 六 電 条 気 第 通 部を 信 項 設 改  $\mathcal{O}$ 備 規 接 定 続 料規則 に 告示 基づ き、 平 次のように定め . 成 平成二十 二十八 年総 八 年総務 る。 務省令 省 告 第三十一 示 第 百 一十号 号) 第 ( 接 八 条第九 続 料  $\mathcal{O}$ 算定 項、 に 第 用 九 条 7 る 第

年 月 日

令

和

値

8

る

の 一

正

す

る

を

総 務 大 臣 石 田 真 敏

次  $\mathcal{O}$ 表 に より、 改 正 後 欄 に 掲 げるそ 0) 標記 部分に二重傍線を付 した規定 (以下「 対 象 規 定 とい う

は、 ک れ を 加 え る。

○ MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 「平成14年6月策定 今和元年5月最終改定〕

(下線部分は改正部分。表中の[]の記載は注記である。)

改正後

- 2 電気通信事業法に係る事項
- (2) MVNOとMNOとの間の関係
  - 1) 卸電気通信役務の提供による場合

「略]

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の5)。

「略]

- 2) 事業者間接続による場合
- イ 二種指定事業者の接続に係る規律
- (ア)接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで(二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第17の4の8まで)25及び平成29年総務省告示第37号26に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した

- 2 「同左〕
- (2)[同左]
  - 1) [同左]

[同左]

第二種指定電気通信設備(事業法第34条第1項に基づき、<u>平成14年総務省告示第72号</u>6により総務大臣が指定した設備)を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務7について、当該MNOの特定関係法人8であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)9を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)10。

TE.

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の4)。

「同左〕

- 2) [同左]
- イ 「同左〕

#### (ア) [同左]

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで25及び平成29年総務省告示第37号26に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

「略]

(イ) 標準的接続簡所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、何い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

ア) [略]

イ)アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則<u>第4条第1項の表</u>に掲げる次の①から ④までの機能が該当する。

①~④「略]

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが<sup>30</sup>、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある<sup>31</sup>。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) 「略]

(エ)接続を円滑に行うために必要な事項の提供

「略]

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 「略]

(オ)接続料の算定

[同左]

(イ) 「同左]

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4に規定されている。

「新設]

(ウ) 「同左]

ア) [同左]

イ) 「同左〕

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則<u>第4条第1項各号</u>に掲げる次の①から ④までの機能が該当する。

①~④ 「同左〕

「新設]

- ウ) 「同左]
- (エ) [同左]

「同左]

ア) [同左]

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間あたりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事あたりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 「同左]

(才) 「同左〕

「略]

なお、二種接続料規則は、同令<u>第4条第1項の表</u>に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

「略]

ア)原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、<u>法定機能</u>ごとに、<u>当該法定機能</u>に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「<u>法定機能</u>に係る第二種指定設備管理運営費は、<u>当該法定機能</u>の区分ごとに、<u>当該法定機能</u>に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

「略]

イ) ~キ) 「略]

ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能を それらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業 者は、接続料の算定を行う事業者(以下「算定事業者」という。)を明らかにし、そ れ以外の事業者(以下「共同設定事業者」という。)と共同して総務大臣の承認を受 けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される<sup>41</sup>。

- 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した種類その他 必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照 らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章 の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二 種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする

a 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定 事業者ごとに「ア) 原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。 [同左]

なお、二種接続料規則は、同令<u>第4条第1項各号</u>に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[同左]

ア) [同左]

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、<u>第四条第一項各号に掲げる機能</u>ごとに、<u>当該機能</u>に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「<u>第四条第一項各号に掲げる機能</u>に係る第二種指定設備管理運営費は、<u>当該機能</u>の区分ごとに、<u>当該機能</u>に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

[同左]

イ)~キ) [同左]

[新設]

この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象外費 用」として控除する。

(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

### b 利潤算定

(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上さ れた額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債 務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会 計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業 者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

- a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目
- b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目
- (b) 「イ) 利潤に算定に用いる資本構成比」の適用については、「二種接続料規則 第8条第6項の」とあるのは「二種接続料規則第16条第2項の規定に基づき読 み替えて適用する同令第8条第6項の」とする。
- (c) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で 加重平均して用いる。

#### ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認めら れる場合、算定期間の期首まで溯及する精算(当年度精算)を行うこととされている 。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需 要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

### 「脚注〕

- 30 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産 価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性が あることに十分留意することが必要である。
- 31 アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在 [新設] 、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及び EV-DO 方式を除いているように、二 種接続料規則において明示することが原則である。
- 41 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると 「新設」 確認しやすくなる。

## ケ) [同左]

二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認めら れる場合、算定期間の期首まで溯及する精算(当年度精算)を行うこととされている 。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需 要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

「脚注〕

「新設]

# 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方 (審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間:令和元年6月22日(土)~同年7月22日(月)(案件番号:145209344) 再意見募集期間:令和元年7月25日(木)~同年8月7日(水)(案件番号:145209366)

> 意見提出者 2者(法人:2者、個人:0者) 再意見提出者 2者(法人:2者、個人:0者)

# <意見提出者の一覧>

意見提出者	再意見提出者
ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
Wireless City Planning株式会社	KDDI株式会社

(敬称略)

1. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定)の改定案

意見	再意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の有無
意見1-1	再意見1-1	考え方1-1	
仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として	ソフトバンク殿の意見に賛同します。	MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適	無
、MNOと全国BWA事業者の連携機能にかかる接続料設定を	モバイル検討会にて「不要なアンバンドル(接続料の設	用関係に関するガイドラインでは、複数の二種	
定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必	定)を行う等、適用されるルールが過剰なものとならない	指定事業者が、機能をそれらの設備により実現	
要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除い	ようにする必要がある」と指摘されており、モバイル研究	する場合であって、利用者への役務の提供実態	
ただくことが最低限の措置として必要であると考えます	会においても当該指摘を踏まえ、携帯電話事業者による	等に照らし当該機能を複数の区分に細分して	
0	電波利用の連携についての検討が行われてきたことから	接続料を設定する場合については、当面、必要	
なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたって	、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を	性・重要性の低い区分については接続料を設定	
は、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていた	免除いただくことが適切であると考えます。	しないことができることとしています。	
だき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、	【UQコミュニケーションズ株式会社】	必要性・重要性の低い区分の判断に当たって	
研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただく		は、該当する二種指定事業者から説明を聴取	
ことを要望します。	左記、ソフトバンク殿の意見に賛同します。	し、適切に対応してまいります。	
【ソフトバンク株式会社、	【KDDI株式会社】		
Wireless City Planning株式会社】			
意見1-2	再意見 1 - 2	考え方1-2	
利潤の算定において、相殺消去した場合の事業者名、金	_	御意見を踏まえ、様式第17の4の8におい	有
額、理由を示すこととなっていますが、様式第17の4の8に		て、相殺消去の理由を記載する欄を設けること	
ついて、理由を記載する欄が存在しないため、備考欄を追		とします。	
加する等、様式の見直しを行うことが必要であると考えま			
す。			
【ソフトバンク株式会社、			
Wireless City Planning株式会社】			